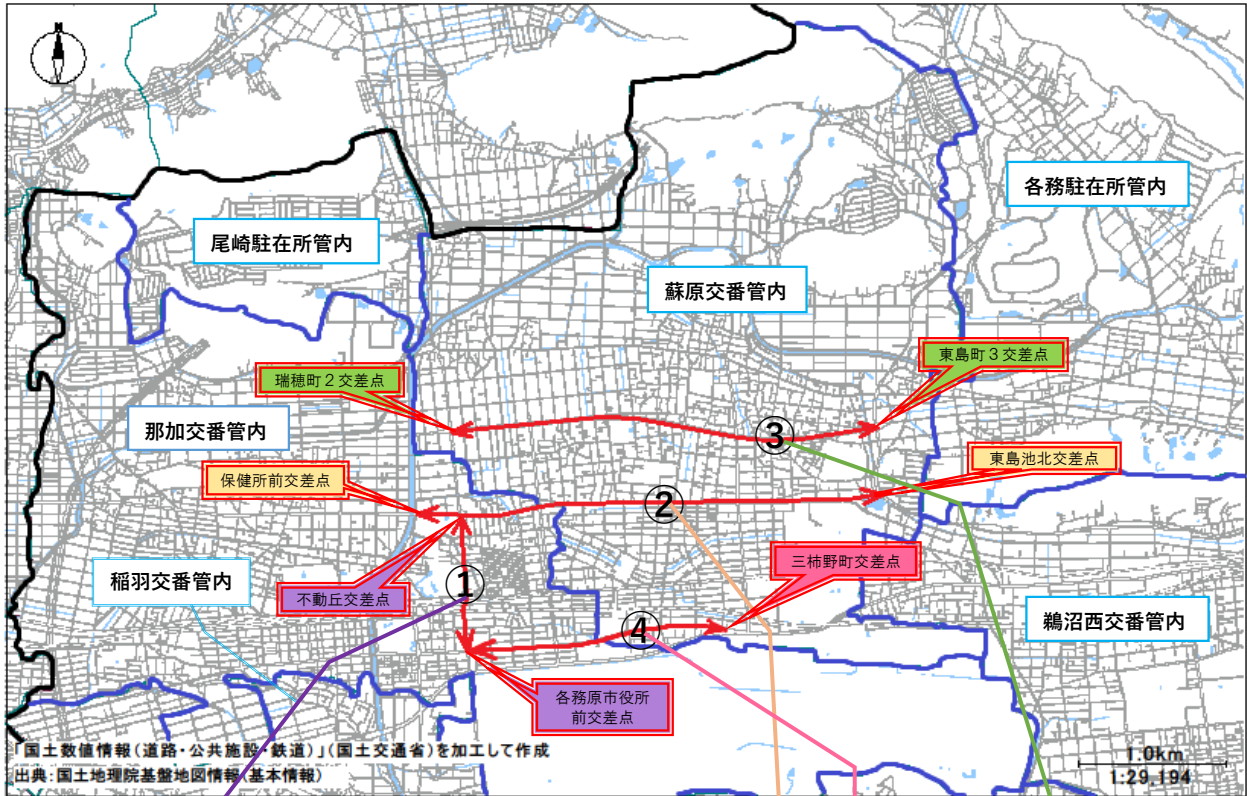


自転車指導啓発重点路線(各務原警察署)

令和5年4月



① 市道(通称:けやき通り)
不動丘交差点～各務原市役所前交差点
➤ **選定理由**
・沿線に、中学校・公園・駅・スーパー・市役所等があり、人、自転車、車両の通行が多く、電車到着時には歩道に歩行者・自転車が溢れることもあり、危険である
・自転車関連**事故が多発**(H30～R4の5年間 計4件)

② 市道(通称:いちよう通り)
東島池北交差点～保健所前交差点
➤ **選定理由**
・沿線にスーパー、中学校、大学等があり、駅にも近い路線で車両の通行も多い
・自転車関連**事故が多発**(H30～R4の5年間 計18件)

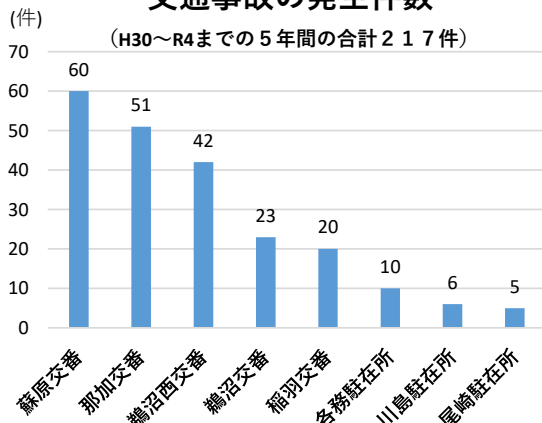
③ 県道205号 長森各務原線
東島町3交差点～瑞穂町2交差点
➤ **選定理由**
・沿線にスーパー、中学校等があり、車両の通行も多い
・自転車関連**事故が多発**(H30～R4の5年間 計15件)

④ 市道(通称:那加メインロード)
三柿野町交差点～各務原市役所前交差点
➤ **選定理由**
・市内中心部を通る路線で、朝夕の通勤時間帯に自転車が多い
・地域住民から取締り要望もあり
・自転車関連**事故が多発**(H30～R4の5年間 計5件)

警察では、自転車運転者の危険な運転行為に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。

①～④の路線で、よく見られる
自転車利用者の違反形態
➤ 交差点での左右の安全不確認
➤ 指定場所での一時不停止
➤ 右側通行

交番別自転車に関する交通事故の発生件数



自転車は「車両」に区分される乗り物です！
以下に掲げる基本的なルールを遵守し、自転車の安全な利用をお願いします。

『岐阜県の自転車安全利用5つの約束』

- 1 歩道は、歩行者優先！
- 2 交差点では必ず安全確認！
- 3 暗くなったらライトと反射材！
- 4 二人乗り・並進の禁止！
- 5 「ながら運転」の禁止！